

PPA 方式による県有施設への太陽光発電設備率先導入事業 協定書(案)

滋賀県(以下「甲」という。)と〇〇(以下「乙」という。)は、PPA 方式による県有施設への太陽光発電設備率先導入事業(以下「本事業」という。)について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、当事者の役割その他本事業の円滑な実施に必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)募集要領等 甲が公募型プロポーザル方式により行った本事業に関し、最良の提案をした者を選定するための公募(以下「公募」という。)に際し、甲が提示した、PPA 方式による県有施設への太陽光発電設備率先導入事業に係る実施要領(募集要領)、仕様書及び県ホームページに掲載した本事業に係る「質問書に対する回答」をいう。
- (2)提案書 公募に対し、乙が提出した企画提案書一式(企画提案書に係るヒアリングにおける甲の質問に対する乙の回答の内容等を含む。)をいう。

(基本理念)

第3条 甲及び乙は、本協定に定められた事項につき、信義を重んじ、誠実にこれを履行しなければならない。

(事業の実施)

- 第4条 乙は、本事業の実施にあたり、本協定のほか、関係法令、企画提案説明書等及び提案書の内容を遵守しなければならない。ただし、甲の承諾を受けた場合は、この限りでない。
- 2 乙は、提案書の内容と異なる方法により本事業を実施する場合は、甲の承諾を受けた上でその方法を決定するものとする。
 - 3 乙は、提案書の内容を踏まえた事業計画を作成し、あらかじめ甲に提出しなければならない。この場合において、前項の規定により提案書の内容と異なる方法を決定したときは、改めてその内容を踏まえた事業計画を作成し、甲に提出しなければならない。
 - 4 乙は、前項の事業計画に従って本事業を進めなければならない。
 - 5 甲は、本協定に基づく本事業の実施状況を定期的に又は随時に調査することができる。
 - 6 甲は、本事業が適切に実施されていないと認める場合、乙に対し、その改善を指示することができる。
 - 7 乙は、前項の甲の指示を受けた場合、その指示に従わなければならない。

(施設及び設置できる太陽光発電設備)

第5条 乙は、本協定の締結の後、下記施設に次に掲げる太陽光発電設備(以下「設備」という。)

を設置することができる。当該設置等に際して甲の金銭的負担はなく、乙は、自己の費用と責任によりこれを行うものとする。

2 設備の設置場所は、甲乙立ち会いの下、確定する。

・施設名

No.	施設名	所在地
1	湖北合同庁舎	長浜市平方町 1152-2
2	運転免許センター	守山市木浜町 2294 番地
3	吉川浄水場	野洲市吉川 3382

・設置する設備

太陽光パネル、架台、接続箱、電力量計、パワーコンディショナ、配線ケーブル、その他付属する配線又は必要な器具

(協定期間)

第6条 本協定の有効期間は、協定締結日から本事業の事業期間の末日までとする。

(事業期間)

第7条 事業期間は、乙が提案書で提案した期間および第4条第3項により定める事業計画で定められた期間とする。

2 設備の設置工事開始日及び運転開始日は、別途甲乙で協議し決定する。

3 電力供給の期間は、乙が提案書で提案した期間および第4条第3項により定める事業計画で定められた期間(17年以上、最長 20 年)を基本とする。

4 本事業期間が満了した場合、甲乙協議の上、原則甲に本設備を無償譲渡するものとする。ただし、提案書に別の定めがある場合はこの限りではなく、乙が設備の設置に要する期間及び乙が施設から全ての設備を撤去し原状回復するために要する期間を加えた期間を事業期間とする。

(施設の使用について)

第8条 乙は、本事業を行うために、甲に県費以外の工事申入書を提出し、甲の県費以外工事の承認を受けなければならない。

2 乙は、本設置場所に本設備を設置し、本設備を運用するため、本設置場所および既存配管等の利用を希望する場合は、甲に承認を申し出ることとし、甲の承認が得られた場合は無償で使用できるものとする。

3 甲は、第1項および前項の承認をしたとき、乙に対して本事業に必要な範囲内で施設の使用を承諾する。

4 施設の使用承諾期間は1年間とし、施設の使用料は無償とする。なお、使用承諾は毎年度更新し、使用承諾期間は事業期間を限度とする。

(事実の保証)

第9条 甲は、本協定の締結にあたり、以下の事項に誤りがないことを確認し保証する。

- (1)本設置場所に関し、甲が乙および指定会社に対して本事業のための利用を認める権限を有していること
 - (2)本建物に瑕疵がないことおよび本建物が建築基準法に適合していること
 - (3)本建物に本設備の設置を妨げる担保権、受益権または賃借権等がないこと
 - (4)本建物または甲が権限を有する本建物周辺の施設若しくは土地において日射量または日照時間を減少させる恐れのある工作物の設置等が予定されていないこと
 - (5)本建物または甲が権限を有する本建物周辺の施設若しくは土地における甲の活動により、粉塵、水滴等、本設備の運営に支障のあるものが発生していないこと
- 2 甲は、乙が前項について確認することに応じ、協力するものとする。

(設置工事等)

- 第10条 乙は、設備の設置、修理(軽微なものを除く。)等の工事に着手する前に、甲に対して工事計画書を提出し、その確認を受けるものとする。
- 2 乙は、前項の工事を実施するときは、施設の設置目的を踏まえて、施設管理者と十分な協議を行い、施設利用者の安全性等に配慮した実施スケジュール及び工法により行うものとする。
 - 3 乙は、関係法令、規則及びガイドライン等を遵守の上、乙の費用と責任により、本事業の実施のために必要な事務手続きの一切を行うものとする。
 - 4 甲は、前項に定める乙による本事業の実施のために必要な事務手続きについて協力するものとする。

(工事完了確認)

- 第11条 乙は、設備の設置、修理(軽微なものを除く。)等の工事を実施したときは、当該工事が計画どおりに完了したことについて甲の確認を得るものとする。
- 2 乙は、前項に規定する設置工事の確認を得た後、電力供給契約に基づく日時より電力供給を開始することができるものとする。

(設備の設置による影響への対応)

- 第12条 乙が、本協定に基づき設備を施設に設置することの安全性について確認を行うため、甲は乙に対して必要な書類を開示するものとする。
- 2 設備を設置したことにより建物等の安全性に問題が生じ、その問題が乙の責めに帰すべき事由に起因する場合は、乙が自己の費用と責任に基づき必要な対策を講じるものとし、甲に生じた損害を賠償するものとする。
 - 3 設備の設置又は管理不足に起因する雨漏りその他の損害が生じた場合は、乙の責任において必要な措置を講じるものとする。
 - 4 施設の維持管理上特に必要と認められる措置(屋上の防水工事等)を行うため、甲は乙に対して書面で協力を要請したとき、乙は、設備の一時的な運転停止、一時撤去、保管及び再設置を行うものとする。
 - 5 前項の場合において、甲はその場合の乙が逸した収入の補償を行わないものとするが、当該期間が一週間以上にわたる場合は電力供給期間に含まないこととし、当該期間分の延長に係

る電力供給契約の変更については、甲乙協議の上、決定するものとする。もしくは措置等による乙の損害、損失または増加費用の保証については、甲乙協議の上、決定するものとする。

- 6 甲は、本建物等において第4項にかかる措置等を実施するなどし、本設備の運用に支障が生じるときは、乙と事前に協議をし、本設備の運用が出来ない状況を生じさせないよう合理的な努力をするものとする。当該努力を尽くしても、措置等の実施により本設備が一時的に運用できない状況が発生することを回避出来ない場合には、甲は、本設備が運用できない期間を必要最小限にするように最大限の努力をする。
- 7 設備を設置した棟等において、雨漏りその他の損害が乙の設置した設備に起因するものか甲の施設の老朽化等に起因するものか不明な場合、乙の負担で調査するものとする。

(運用停止)

第13条 次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、乙は、設備の利用を停止または制限できるものとする。この場合、乙は、やむを得ない場合を除き、事前にその旨を甲に連絡するものとする。

- (1)設備利用物件に故障、その他の不具合が生じたとき
 - (2)設備利用物件が一部滅失または毀損したとき
 - (3)設備利用物件の点検および保守を行うとき
 - (4)設備利用物件の使用に支障が発生し、または発生するおそれがあるとき
 - (5)甲が本契約にもとづく債務の履行を怠ったとき
 - (6)ユーティリティの供給が停止または制限されたとき
 - (7)その他、乙が本設備利用サービスの提供が困難であると判断したとき
- 2 前項により設備利用物件の利用が停止または制限された場合であっても、乙は甲に対し損害賠償その他一切の責任を負わないものとする。

(維持管理)

第14条 甲及び乙は、別途締結する電力供給契約により、乙が供給する電力の送電上の責任分界点を定めるものとする。

- 2 前項の責任分界点をもって甲乙それぞれの所有する工作物をそれぞれの責任と費用負担において適切に維持管理を行うものとする。
- 3 乙は、設備が常に正常かつ安全な状態で稼働するために必要な維持管理を定期的実施するものとする。
- 4 乙は、設備に故障、不具合その他の異常が生じた場合、速やかに修理等を実施し、設備が正常な状態で稼働できるよう復旧に努めるものとする。
- 5 乙は、積雪による故障、不具合その他の異常や台風被害等を確認するため、毎年一回以上の定期点検を行い、腐食、さび、変形、基礎の沈下、隆起、ボルト、金具等のゆるみの確認を行うものとする。また、震度5強以上の地震や風速 15m 以上の強風などの災害発生後は原則として設備全般の臨時点検を行い、被害拡大防止、安全対策に万全を期すものとする。
- 6 乙は、前項の点検結果について点検内容の確認ができる写真又は画像を添えて甲に報告するものとする。

- 7 乙は、設備の維持管理又は保守点検のため、事前に甲による承諾を受けた上で、施設に立ち入ることができる。
- 8 乙は、前項の規定により立ち入る場合、身分証を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示するものとする。
- 9 設備の損壊又は災害等緊急を要するとき、乙は、設備の保守、保全、修繕等応急の措置をとるため、甲の事前の承諾を受けずに施設に立ち入ることができる。この場合において、乙は事後、速やかに甲に対し、理由、緊急性及び立ち入りの日時を報告する。
- 10 甲は、次の各号に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、速やかに乙に対して通知する。
 - (1)甲が設備に故障、不具合その他の異常を発見したとき。
 - (2)甲が本事業に悪影響を及ぼすおそれのある設備の異常を発見したとき。
 - (3)甲に対して近隣住民等から本事業に係る苦情等の申し入れがあったとき。
 - (4)甲が設備に対して影となるおそれのある建築物等が近隣に建設される可能性があることを知ったとき。
- 11 甲は、乙に対し、施設の使用方法に関して、施設の安全確保、災害の防止、環境整備等の適切な管理を図るために必要な事項を指示することができ、乙は、その指示に従わなければならない。

(本設備の運用に支障を生じさせる行為の禁止)

- 第15条 甲は、本建物等または甲が権限を有する本建物周辺の施設若しくは土地において粉塵や水滴を生じさせたり、本設備への日射量または日照時間を減少させる恐れのある工作物を設置したりする等、本事業に支障を生じさせる行為をしてはならない。
- 2 甲は、本設備の主電源を切る等、本電力の発電量や充放電量を低下、抑制するような行為をしてはならない。当該行為が行われた場合、乙は、甲により本設備の正常な運用が抑制された期間において乙が合理的に推定する太陽光発電設備から発電されたであろう電力量に電気料金単価を乗じた金額に、消費税および地方消費税相当額を付加した金額を、逸失収入に対する賠償金額として甲に請求することができる。
 - 3 保安規程で定められている年次点検、臨時点検等についてはこの限りではない。

(設備の帰属)

- 第16条 甲及び乙は、設備は建物に付合することのない独立の動産であり、設備の所有権が乙に帰属することを確認する。
- 2 甲は、乙の事前の書面による承諾を得ることなく、次の行為を行ってはならない。
 - (1)本設備の改造、加工、模様替えなどによりその原状を変更すること
 - (2)本契約にもとづく債務を、甲または甲の承継人に対する債権をもって相殺すること
 - (3)本設備を第三者に使用させること
 - (4)本設備を本設置場所から移動または取り外しすること
 - (5)本契約に基づく甲の権利または地位を第三者に譲渡または承継させること
 - (6)その他本設備の所有権および占有権を侵害すること
 - 3 乙の事前の書面による承諾を得て甲が設備の移動を行う場合には、甲は、当該行為を甲の費

用と責任により行うものとする。なお、当該移動に伴う諸経費(システム取外し、輸送、保管等を含むが、これらに限られないものとする。)および損害は甲が負担するものとする。また、甲は、甲乙により別途書面にて合意をした場合を除き、設備利用物件の移動により、乙が設備利用物件の不具合に関する一切の責任を免れることをあらかじめ承諾するものとする。

- 4 本事業期間中の本設備による発電から生じる環境価値に関する一切の権利(J-クレジット、グリーン電力証書等の環境価値に関する現在の制度上の権利および非 FIT 非化石証書等の環境価値に関し将来的に導入される制度上の権利、並びに環境価値を広報・マーケティング・広告宣伝などに利用できる権利を含むものとする)は、乙に単独で帰属するものとする。

(公租公課)

第17条 乙は、設備に課税される公租公課を負担し、期限どおり支払うものとする。

(費用負担)

第18条 設備に係る設計、材料調達、設置工事、維持管理、保守点検、機器の更新及び撤去並びに各種手続きの申請に係る費用、設備に賦課される公租公課その他本事業の実施に必要な費用は、甲の責めに帰すべき事由によりこれが生じた場合を除き、全て乙の負担とする。

- 2 設備の設置工事等に必要電気は、当該設備により発電された電力又は小売電気事業者から受電するものとし、これに要する電気料金については、全て乙の負担とする。なお、維持管理時に施設から電気を供給する際、停電や電気事故の波及による機器故障が発生した場合は、乙は甲にその損害の賠償を求めるとはできないものとする。

(電気料金の設定等)

第19条 乙が甲に対し請求する電気料金は、応募書類に記載した額を基に別途契約により定める電気料金単価(消費税及び地方消費税を含む)に使用電力量を乗じた額とし、県の補助金の交付を受けた場合は、別途定める額を控除した額とする。

- 2 甲は、本協定の締結後、経済社会情勢の変化等により本事業による甲の電気料金に対するメリットが著しく小さくなったと認めるときは、電気料金単価その他の事項の変更について、乙と協議の上、変更することができるものとする。
- 3 乙は、本協定の締結後、施設の運営方針が変更されたこと等による想定電力使用量の変動等により、電気料金単価が著しく不当と認められるときは、電気料金単価その他の事項の変更について、甲と協議の上、変更することができるものとする。

(非常時の施設への電力使用)

第20条 災害や計画停電等により一般送配電事業者から施設に供給される電気が遮断された際には、乙は、甲に対して非常用電源コンセント等から電気を無償で提供するものとする。

(禁止事項)

第21条 乙は、次の各号の一に該当する行為をしてはならない。ただし、事前に甲の書面による承諾を受けた場合は、この限りではない。

- (1) 施設に設備以外の物を設置しないこと。
 - (2) 施設において、甲に迷惑を及ぼすおそれのある行為をしないこと。
 - (3) 施設を本事業の目的以外の用途に使用しないこと。
- 2 甲は、設備に対して影となる障害物を設置する等、本事業における供給電力量の減少につながる行為をしてはならない。ただし、事前に乙の書面による承諾を受けた場合は、この限りではない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第22条 乙は、事前の甲の書面による承諾を受けることなく、本協定によって生じる権利、義務の全部又は一部を、第三者に譲渡し、又は承継させ、あるいは担保に供し、若しくは設備を売却し、又は、本事業の廃止若しくは供給電力量が消滅若しくは著しく減少することとなる事業の変更若しくは縮小その他の行為を行ってはならない。

(全部委託の禁止)

- 第23条 乙は、本事業の全部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2 乙は、本事業の一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合は、あらかじめ甲の承諾を受けなければならない。
 - 3 乙は、前項の規定により委任し、又は請け負わせる場合は、当該委任し、又は請け負わせた者に本協定の規定を遵守させなければならない。

(事故報告)

- 第24条 乙は、設備の設置又は維持管理に伴う事故が発生した場合、直ちに甲に報告するものとする。
- 2 乙は、前項の事故が発生した場合、速やかに実態を調査し、その損害を把握し、その原因が乙の責めに帰すべき事由に基づく場合は、適切な措置を講じ、再発を防止するための対応を行うものとする。
 - 3 甲及び乙は、緊急時の連絡体制を整備しておくものとする。

(自然災害等の際の取扱い)

第25条 自然災害等により設備又は当該設備が設置された施設に損害が生じた場合には、乙の所有する設備の修繕は乙の負担とし、甲の所有する施設については甲の負担とする。ただし、設備を設置したことに起因する甲の施設の損害は、当該設置に関して乙の責めに帰すべき事由がある場合に限り乙の負担とする。

(設備による損害の応急措置)

第26条 設備が施設や施設の利用者等に損害を与え、その状態が続くことにより相当な被害が予想される場合は、甲は撤去等の応急措置をとることができるものとし、当該状態の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合を除き、その措置費用等を乙に請求することができるものとする。

(保険の付保)

第27条 乙は、本協定に関連して損害を対象とする損害保険を付保するものとし、付保した損害保険に係る保険証券等の写しを甲に提出するものとする。

(撤去の担保)

第28条 乙は、提案書で提案した、破綻した場合の設備の撤去及び施設の原状回復を担保する書類の写しを甲に提出するものとする。

(甲が行う損害賠償)

第29条 甲が、故意又は過失によって設備に損害を与えた場合、乙は甲に対して損害賠償を請求することができる。

2 甲は、設置された設備の盗難又は毀損について、甲の責めに帰することが明らかな場合を除き、一切責任を負わないものとする。

3 第1項の場合において、乙の加入する保険で補填された損害に対しては、損害額から補填された保険相当額を控除して請求する。

(乙が行う損害賠償)

第30条 乙は、本協定の履行に際し、乙の責めに帰すべき事由により甲又は第三者に損害を被らせるおそれが生じた場合、速やかに甲に報告するものとし、乙の設置した設備に起因して、施設に損害が生じた場合又は第三者に損害を与えた場合は、これを賠償しなければならない。

(甲の解除権)

第31条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは本協定を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が本協定及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1)本協定に違反して電力供給を履行しないとき。

(2)前号に掲げる場合のほか、本協定に定める事項を履行しないとき。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合、直ちに本協定を解除することができる。

(1)乙の経営状況等の悪化により、本事業を適切に実施できないおそれがあると甲が認めるとき。

(2)第21条の規定に違反して権利又は義務を譲渡等したとき。

(3)乙が本事業の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4)本事業の一部の履行が不能である場合又は乙が本事業の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは本事業の目的を達することができないとき。

(5)前各号に掲げる場合のほか、乙が本事業の履行をせず、甲が前項の催告をしても本事業の目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(6)暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77条)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当

- な行為の防止等に関する法律第2条第6項に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に本協定から生じる債権を譲渡したとき。
- (7)第31条の規定によらないで本協定の解除を申し出たとき。
 - (8)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び第2項の規定により一般競争入札に参加することができなくなったとき。
 - (9)滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止を受けたとき。
 - (10)法令違反又は不公正な営業等の行為により著しく社会的信用を失墜したとき。
 - (11)役員等(乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時委託業務等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
 - (12)役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていると認められるとき。
 - (13)役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (14)役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用等をしていると認められるとき。
 - (15)役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (16)本協定に関連する契約の相手方が(11)から(15)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (17)乙が(11)から(15)までのいずれかに該当する者を本協定に関連する契約の相手方としていた場合((16)に該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- 3 前2項の規定により本協定が解除された場合については、乙は、甲にその損害の賠償を求めることができない。
 - 4 甲は、本協定を解除した場合、乙の商号又は名称、所在地、解除の内容及び理由を公表することができる。

(乙の解除権)

- 第32条 乙は、甲が本協定に違反し、その違反によって本協定の履行が不可能となったときは、本協定を解除することができる。
- 2 乙は、前項の規定により本協定を解除した場合において損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。
 - 3 乙は、その経営状況等乙の責めに帰すべき事由により、事業の継続が困難と判断する場合、本協定を解除しようとする日の6か月前までに、甲に対して書面により解除の申出を行った上で、甲と協議を行い、甲が承諾した場合に限り、本協定を解除することができる。
 - 4 前項の規定により本協定が解除された場合については、乙は、甲にその損害の賠償を求めることができない。

(事業期間満了前の終了における設備の取扱い)

第33条 本協定が前条に基づく解除その他の理由により事業期間満了前に終了した場合、甲及び乙は、本設備の取扱いについて協議するものとする。ただし、甲は、乙の責めに帰すべき事由により甲が本協定を解除した場合であって、甲乙の協議に基づく合意が合理的期間内になされない場合、上記にかかわらず、乙に対して合理的期間内に乙の負担で合理的な方法により施設に設置した全ての設備を撤去し、施設を原状に回復することを求めることができる。

2 前条又は第30条第1項若しくは第2項に基づき、甲又は乙が本協定を解除した場合、当該解除がなされた相手方は解除を行った者に生じた損害等を賠償するものとする。

(意思表示の方法)

第34条 本協定に関して甲乙間で行う意思表示は、すべて書面により行うものとする。

(事業報告)

第35条 乙は、甲に毎年度の発電量及び設備導入による温室効果ガス排出量削減効果を前年度終了後速やかに報告するものとする。

2 前項に規定するもののほか、乙は、甲が求める内容について報告するものとする。

(機密の保持)

第36条 甲及び乙は、本協定の内容及び本協定の履行に関し知り得た機密情報について、相手方の事前の書面による同意なくして、第三者に開示してはならない。

2 本条に基づく甲及び乙の義務は、本協定の終了後も存続するものとする。

(個人情報保護)

第37条 乙は、本協定による業務を行うために個人情報を取り扱う場合には、個人情報取扱特記事項(別紙1)を守らなければならない。

2 前項の規定は、再委託先において準用する。

(特許権等の使用)

第38条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(不可抗力)

第39条 事業期間中に自然災害や暴動、紛争その他の不可抗力により本協定の全部又は一部の履行の不能又は遅延が生じた場合は、乙は、かかる履行不能又は履行遅延について一切の損害賠償責任を負わないものとし、当該不可抗力事由により乙が本事業を行うことができない合理的な期間について、甲及び乙は本協定に基づく義務の免除を受けることができるものとする。また、甲又は乙は、当該期間が長期間に及び、本事業の継続が困難となった場合は、相手

方に対する書面による通知により本協定を解除することができる。

- 2 前項にかかわらず、前項の事情により設備が毀損し、これにより設備が設置された施設が毀損若しくは倒壊した場合、又は、設備が転倒若しくは落下するなど設備を原因として甲若しくは第三者に損害を被らせた場合、乙はその費用と責任をもって賠償にあたるものとする。
- 3 第1項の事情により乙が所有する設備が毀損又は滅失した場合、甲は、その賠償の一切の責を免れるものとし、乙が逸した収入を補償する義務を負わないものとする。

(要望及び苦情の処理)

第40条 乙は、設備の設置、維持管理及び撤去において地域の景観や近隣住民等への影響に配慮するものとし、近隣住民等からの要望及び苦情については、乙の責任において誠意をもって対応するものとし、対応にあたって甲は、乙に協力するものとする。

(報告義務)

第41条 乙は、次に掲げる場合は、直ちに書面により甲に報告しなければならない。

- (1)乙の本店所在地、主たる事務所の所在地、商号、名称を変更したとき。
- (2)乙が、地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項各号に該当するとき。
- (3)乙が、本事業の実施に関し、第三者との間で紛争を生じ、又は第三者に損害を与えたとき。
- (4)乙が、本事業の実施に関し、自然災害、盗難その他の事由により、損害を被ったとき。
- (5)本事業の実施に関し、設備が滅失し、又は毀損したとき。

(管轄裁判所)

第42条 本協定に関し、訴訟の必要が生じた場合は、甲を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協定内容の変更)

第43条 甲及び乙は、必要があると認めるときは協議の上、本協定の内容の一部を変更することができる。

(協議事項)

第44条 本協定に定めのない事項又は本協定の履行に関して疑義が生じたときには、甲乙協議して決定するものとする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

年 月 日

甲

乙

個人情報取扱特記事項

(個人情報の取扱い)

第1 乙は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この業務の処理により知り得た個人情報の内容を第三者に漏らしてはならない。

2 前項に規定する義務は、契約終了後も有効に存続するものとする。

(安全確保の措置)

第3 乙は、この業務の処理を行うために甲から引き渡された個人情報を滅失、き損および改ざんしてはならない。乙自らが当該業務を処理するために取得した個人情報についても、同様とする。

(取得の制限)

第4 乙は、この業務の処理を行うために個人情報を取得するときは、受託業務の目的の範囲内で適法かつ適正な方法により行わなければならない。

(目的外利用および提供の禁止)

第5 乙は、この業務の処理を行うために個人情報を取り扱う場合には、個人情報を他の用途に使用し、または第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この業務の処理を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、または複製してはならない。

(資料等の返還等)

第7 乙は、この業務の処理を行うために甲から引き渡され、または乙自らが取得し、もしくは作成した個人情報が記録された資料等は、甲の指示に従い、業務完了後、速やかに返還または廃棄しなければならない。

(業務に従事する者への周知および監督)

第8 乙は、この業務に従事している者に対し、この業務に関して知り得た個人情報の内容を第三者に漏らし、または不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

2 乙は、この業務の処理を行うために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(調査および報告)

第9 甲は、乙がこの業務の処理に当たり行う個人情報の取扱いの状況について、定期におよび必要に応じて随時に調査をすることができる。

2 乙は、甲の求めに応じて、前項の状況について、報告をしなければならない。

(指示)

第10 甲は、乙がこの業務の処理に当たり行う個人情報の取扱いについて、不適正と認めるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(事故発生の報告)

第11 乙は、この業務の処理を行うために取り扱う個人情報の漏えい、滅失またはき損等があった場合には、遅滞なくその状況を甲に報告し、その指示に従わなければならない。

(再委託の禁止)

第12 乙は、個人情報を取り扱う業務は自ら行うものとし、第三者(第三者である再委託先

が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、甲の書面により事前に承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 乙は、甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う業務を再委託し、または請け負わせる場合は、甲が乙に求めた個人情報の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を第三者に求めなければならない。